

昭和二十四年農林省令第九十三号

獸醫師法施行規則

獸醫師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の施行に伴い、同法の規定に基き、獸醫師法施行規則を次のように定める。

（免許の申請）

第一条 獣醫師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獸醫師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類

を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。

一 獣醫師国家試験に合格したことを証する書面

二 次に掲げる書類のうちいづれかの書類。ただし、ハ又はニに掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。第三条第一項において同じ。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）に定める特別永住者をいう。第三条第一項において同じ。）にあっては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載があるものに限る。

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

四 罰金以上の刑に処せられたことがない者にあつてはその旨を記した書面、罰金以上の刑に処せられた者にあつては確定判決謄本（心身の障害により獸醫師の業務を適正に行うことができない者）

第一条の二 法第五条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、次の各号のいづれかに該当する者とする。

一 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により獸醫師の業務を適正に行うに当たつて必要な技能を十分に發揮することができない者

二 上肢の機能の障害により獸醫師の業務を適正に行うに当たつて必要な技能を十分に發揮することができない者

（障害を補う手段等の考慮）

第一条の三 農林水産大臣は、獸醫師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認めの場合において、当該者が免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（獣醫師名簿の登録事項）

第二条 法第六条の獣醫師名簿には、左の事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日（法附則第九項の登録する。

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあってはその国籍）、氏名、生年月日及

三 獣醫師国家試験に合格した年月（法附則第一項の登録年月日）

四 法第八条第一項又は第二項の規定による処分（法附則第十項の処分を含む。）をした場合にあっては、その旨並びにその事由、年月日及び業務の停止期間

五 免許証を書換交付し、又は再交付した場合にあっては、その旨並びにその事由及び年月日（登録事項の変更の申請）

六 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し

七 住民票の写し

八 住民票記載事項証明書

九 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し

十 戸籍謄本

十一 戸籍抄本

十二 戸籍抄本

十三 戸籍抄本

十四 戸籍抄本

十五 戸籍抄本

十六 戸籍抄本

十七 戸籍抄本

十八 戸籍抄本

十九 戸籍抄本

二十 戸籍抄本

三 中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも住民基本台帳法第三十の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）

四 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し

五 前項の申請書を受理したときは、農林水産大臣は、獣醫師名簿の当該登録事項を訂正し、免許証を書き換えて交付する。

六 前項の規定により免許の取消を受けようとする獣醫師は、免許証を添えて農林水産大臣に申請しなければならない。

七 前項の規定により免許の取消を受けた者は、その通知を受けた日から十日以内に免許証を農林水産大臣に返納しなければならない。

八 前項の場合は、農林水産大臣は、業務の停止期間満了の後ただちに免許証を当該獣醫師に返還する。

九 第九条の二 法第八条第三項の通知は、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、処分の原因となる事実のほか、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

一 予定される処分の内容

二 意見の聴取の期日及び場所

三 前項の通知に係る文書においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 意見の聴取の期日に出頭して弁明し、及び証拠を提出し、又は意見の聴取の期日への出席に代えて弁明書及び証拠を提出することができる。

二 意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

三 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

四 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

五 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

六 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

七 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

八 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

九 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十一 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十二 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十三 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十四 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十五 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十六 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十七 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十八 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十九 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

二十 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

三 第一項の申請をした後又は前項の規定により再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、獣醫師は、その日から十日以内にこれを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 免許の取消の申請

五 前項の申請書を受理したときは、農林水産大臣は、獣醫師免許証の返納

六 第九条の二 法第八条第三項の通知は、意見の聴取の期日の二週間前までに、処分の原因となる事実のほか、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

七 前項の規定により免許の取消を受けた者は、その通知を受けた日から十日以内に免許証を農林水産大臣に返納しなければならない。

八 前項の場合は、農林水産大臣は、業務の停止期間満了の後ただちに免許証を当該獣醫師に返還する。

九 第九条の二 法第八条第三項の通知は、意見の聴取の期日の二週間前までに、処分の原因となる事実のほか、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

一 予定される処分の内容

二 意見の聴取の期日及び場所

三 前項の通知に係る文書においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 意見の聴取の期日に出頭して弁明し、及び証拠を提出し、又は意見の聴取の期日への出席に代えて弁明書及び証拠を提出することができる。

二 意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

三 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

四 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

五 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

六 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

七 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

八 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

九 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十一 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十二 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十三 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十四 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十五 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十六 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十七 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十八 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

十九 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

二十 前項の規定により意見の聴取が終結する時までの間、当該部門の原因となる事実を証する資料の閲覧求めること。

3 前条の規定は、前項の代理人について準用する。

4 法第八条第四項の規定は参加人について、同条第五項の規定は当該処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人について準用する。

(弁明書等の提出)

**第九条の五** 当該獣医師又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、獣医事審議会に対し、意見の聴取の期日までに弁明書及び証拠を提出することができる。

2 獣医事審議会は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の弁明書及び証拠を示すことができる。

3 獣医事審議会は、意見の聴取の期日における意見の聴取の終結。

(当該獣医師の不出頭等の場合における意見の聴取の終結)

**第九条の六** 獣医事審議会は、当該獣医師が正當な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第一項に規定する弁明書若しくは証拠を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見の聴取の期日に出頭しない場合は、これらの者に対し改めて弁明し、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(意見の聴取調書及び報告書)

**第九条の七** 獣医事審議会は、意見の聴取の審議の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、処分の原因となる事実に対する当該獣医師及び参加人の弁明の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

2 前項の調書は、意見の聴取の期日における審議が行われた場合には各期日ごとに、当該審議が行われなかつた場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

3 獣医事審議会は、意見の聴取の終結後速やかに、当該事案に係る獣医事審議会の意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに農林大臣に提出しなければならない。

4 当該獣医師又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(委任規定)

**第九条の八** 前六条に定めるものほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に關し必要な事項は、(受験手数料の納付方法)

**第十条** 法第十五条の手数料は、受験願書にその額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて納めなければならない。

(臨床研修の実施期間)

**第十一条の一** 法第十六条の二第一項の規定による臨床研修の実施の期間は、六月以上とする。

(診療施設の指定)

**第十一条の二** 法第十六条の二第二項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、当該診療施設の開設者の同意を得るものとする。

(報告)

**第十一条の三** 農林水産大臣は、法第十六条の二第一項の規定により診療施設の指定をしようするときは、前年四月一日から一年間にわたり臨床研修の実施の期間及び参加人数について行うものとする。

(医薬品)

**第十一条の五** 法第十八条の農林水産省令で定める医薬品は、次のとおりとする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第四十九条第一項(同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき厚生労働大臣又は農林水産大臣が指定した医薬品

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の四第一項又は第八十三条の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が使用者が遵守すべき基準を定めた医薬品

(診療簿及び検査簿)

三 診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所

四 病名及び主要症状

2 当該獣医師又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

3 条の規定を準用する。

4 法第二十一条第一項の検案簿には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

一 検案の年月日

二 検案した動物の種類、性、年齢(不明のときは推定年齢)、名号、特徴並びに所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所

三 死亡年月日時(不明のときは推定年月日時)

四 死亡の場所

五 死亡の原因

六 死体の状態

七 解剖の主要所見

(検案簿及び検案簿の保存期間)

**第十二条の一** 法第十六条の三の規定により行う診療施設の長の報告は、毎年五月三十一日までに、前年四月一日から一年間にわたり臨床研修令で定める期間は、牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療簿及び検案簿にあつては八年間、その他の動物の診療簿及び検案簿にあつては三年間とする。

(検査の結果の報告)

**第十二条の二** 法第二十二条第一項の規定による検査の結果の概要

一 法第八条第二項の規定による処分が行われる必要があると認める獣医師についての第二条第一号及び第二号に掲げる事項

二 検査をした年月日及び検査の結果の概要

三 法第八条第二項の規定による処分が行われる必要があると認める理由

四 その他参考となる事項

(証明書)

**第十二条の三** 法第二十二条第五項の規定により当該職員が携帯する証明書は、第五号様式による。

1 この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月二日農林省令第三〇号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二二日農林省令第二〇号)抄

1 この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月二一日農林省令第三〇号)抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第三号の改正規定中「不具者」を「身体に障害のある者」に改める部分は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一五日農林省令第一九号)

この省令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律(昭和五十九年法律第二十三号)の施行の日(昭和五十九年五月二十日)から施行する。

2 法第二十二条(法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第六号様式によらなければならぬ。

1 この省令は、昭和二十四年十月一日から施行する。

附 則 抄

2 法第二十二条(法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第六号様式によらなければならぬ。

1 この省令は、昭和二十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一五日農林省令第一九号)

この省令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律(昭和五十九年法律第二十三号)の施行の日(昭和五十九年五月二十日)から施行する。

附則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成四年八月二十五日農林水産省令第四三号）	この省令は、獣医師法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。
附則（平成六年九月三〇日農林水産省令第六三号）	この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附則（平成一一年一月一日農林水産省令第一号）抄	この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二一年九月一日農林水産省令第八二号）抄	（施行期日）この省令は、平成二一年三月二一日農林水産省令第二二号の施行する。この省令は、内閣法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。
附則（平成一四年七月一日農林水産省令第五九号）抄	（施行期日）この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成一四年七月一日農林水産省令第六二号）	（施行期日）この省令は、牛海綿状脳症対策特別措置法の施行の日（平成十四年七月四日）から施行する。
附則（平成一四年七月一二日農林水産省令第一〇号）	（施行期日）この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十四年七月十四日）から施行する。
附則（平成一五年六月三〇日農林水産省令第六九号）抄	（施行期日）この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十四年七月十四日）から施行する。
附則（平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号）	（施行期日）この省令は、平成十五年七月三十日から施行する。
附則（平成二四年七月六日農林水産省令第四〇号）抄	（施行期日）この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。
附則（平成二四年七月六日農林水産省令第二五号）	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和元年九月一三日農林水産省令第二九号）抄	（施行期日）この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
附則（平成二四年九月二十四日農林水産省令第五〇号）	（施行期日）この省令は、平成二十四年九月二十四日から施行する。
附則（平成二四年九月二十四日農林水産省令第四七号）	（施行期日）この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

第一号様式

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

第二号様式

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

第三号様式

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

第四号様式

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

图 18-10 水平分层流的流速分布  
 (a) 管道内壁为光滑材料时的流速分布; (b) 管道内壁为粗糙材料时的流速分布

第6号様式